

令和3年7月30日

主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、右卵巣癌及び子宮筋腫(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、傷病手当金の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険者協会」という。)が、令和〇年〇月〇日付けで、傷病手当金の一部を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和〇年〇月〇日に保険者協会を保険者とする健康保険の被保険者資格を喪失した者である。
- 2 請求人は、当該傷病の療養のため、労務に服することができなかつたとして、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間、傷病手当金の支給を受けていたところ、保険者協会に対し、令和〇年〇月〇日(受付)、本件請求期間について、傷病手当金の支給を請求した。
- 3 保険者協会は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、本件請求期間のうち、①令和〇年〇月〇日から同月〇日までの

期間については傷病手当金を支給し、②同月〇日から同年〇月〇日までの期間については、請求人が同年〇月〇日に労務に服しているため、同日は療養のための労務不能とは認められないとし、その後の期間については、資格喪失後の継続給付の要件を満たさないとして、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第9条第1項において、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている。

そして、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、法第104条において、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができると規定されている。

また、法第9条第1項に規定する「療養のため労務に服することができないとき」(労務不能)の解釈運用については、平成15年2月25日保保発第0225007号(以下「本件通知」という。)において、「被保険者がその本来の職場における労務に就くことが不可能な場合であっても、現に職場転換その他の措置により就労可能な程度の他の比較的軽微な労務に服し、これによって相当額の報酬を得ているような場合は、労務不能には

該当しないものであるが、本来の職場における労務に対する代替的性格をもたない副業ないし内職等の労務に従事したり、あるいは傷病手当金の支給があるまでの間、一時的に軽微な他の労務に服することにより、賃金を得るような場合その他これらに準ずる場合には、通常なお労務不能に該当するものであること。」としている。この解釈は相当かつ合理的なものといえることができる。

- 2 本件の場合、保険者が、請求人が令和〇年〇月〇日に出勤した（以下「本件出勤日」という。）ことから、請求人は療養のため労務に服することができないとき（労務不能）には該当しないと解釈し、本件出勤日に係る傷病手当金を支給しないとし、それに続く期間の傷病手当金は退職後の給付が継続していないとして支給しないとしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病について、本件出勤日が、療養のため労務に服することができないとき（労務不能）に該当すると認められるかどうかということであり、本件出勤日が労務不能に該当すると認められた場合は、それ以降の請求期間が労務不能に該当すると認められるかどうかということになる。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によると、次の事実が認められる。
- (1) 請求人の本件請求期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書の内容から必要な部分を摘記すれば、次のとおりである。
- ア 申請内容
- ① 傷病名：右卵巣癌、子宮筋腫
 - ② 初診日：令和〇年〇月〇日
 - ③ 療養のため休んだ期間（申請期間）：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 日数60日間
 - ④ あなたの仕事の内容(具体的に)：看護職
- イ 事業主が証明するところ(a病院・Aが証明したもの。令和〇年〇月〇

日付け。)

① 勤務状況

令和〇年〇月出勤4日(〇日、〇日、〇日)

令和〇年〇月出勤9日(〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日)

令和〇年〇月出勤3日(〇日、〇日、〇日)

② 賃金計算：締日〇日、支払日当月〇日

③ 賃金計算期間の賃金支給状況

〇月〇日～〇月〇日分：基本給〇〇〇〇〇、通勤手当〇〇〇〇〇、処遇特別手当〇〇〇〇、計〇〇〇〇〇

〇月〇日～〇月〇日分：基本給〇〇〇〇〇、通勤手当〇〇〇〇〇、処遇特別手当〇〇〇〇、計〇〇〇〇〇

ウ 療養担当者が意見を記入するところ(b病院・B医師(以下「B医師」という。))が記載したもの。令和〇年〇月〇日付け。)

① 傷病名：右卵巣癌、子宮筋腫

② 初診日(療養の給付開始年月日)：令和〇年〇月〇日

③ 発病または負傷の年月日：不詳

④ 発病または負傷の原因：不詳

⑤ 労務不能と認めた期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 60日間

⑥ 診療実日数：12日(〇月〇日、〇日、〇日、〇日、〇月〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇月〇日、〇日、〇日)(注：本件請求期間の診療実日数は9日)

⑦ 上記の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等

〇/〇/〇紹介、造影MRI、CTで右卵巣癌、子宮筋腫と診断した。〇/〇/〇入院、〇/〇/〇手術施行、〇/〇/〇術後化学療法施行し、〇/〇/〇退院とな

る。以後外来にて、化学療法中であるが、手足のしびれなどの副作用あり内服加療中である。

- ⑧ 症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見

化学療法の副作用のためフルタイムの労務は不能であり、午前中のみの労務が適当と診断する。

- (2) 請求人に係る保険者協会の傷病手当金詳細画面から必要な部分を摘記すると、次のとおりである。

ア 取得年月日：平成〇年〇月〇日
一般

イ 喪失年月日：令和〇年〇月〇日
退職

ウ 傷病：右卵巣癌、子宮筋腫

エ 開始日：令和〇年〇月〇日

オ 支給開始日：令和〇年〇月〇日

カ 法定満了日：令和〇年〇月〇日

- 2 本件通知によると、本来の労務に対する代替的性格をもたない副業等の労務に従事したり、一時的に軽微な他の労務に服したとしても、なお労務不能に該当するものとされている。

本件記録によると、請求人の本来の業務は訪問看護師であるが、B医師のフルタイムの労務は不能との所見にもあるように、〇〇という勤務地において当該傷病のために訪問看護師の業務に就くことが不可能となり、フルタイムの訪問看護ではなく、一時的に病院内の軽微な事務作業を短時間行うこととして、令和〇年〇月〇日に短時間労働者へ労働契約を変更したことが認められ、この契約変更が、契約担当者において傷病手当金支給の実務上の取扱いを誤解したことに基づくものであり、請求人に責はないなどの本件の事情にも鑑みれば、請求人は本件請求期間において、数日の出勤はあるものの、本件請求期間を通じて本来の業務に耐え得ない状態であって、なお労務不能に該当すると認めるのが相当である。

そして、本件出勤日が療養のため労務不能に該当すると認められると、本件出

勤日以降について資格喪失後の傷病手当金の支給が継続していることになるところ、少なくとも本件請求期間については、その後の出勤日も同様に療養のため労務不能に該当すると認めるのが相当であるから、傷病手当金を支給しないとした原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。